

緊急消防援助隊
和歌山県隊航空隊
応援等実施計画

平成29年12月

和歌山県

緊急消防援助隊和歌山県隊航空隊応援等実施計画 目次

第1章	総則	1
第2章	航空部隊の編成	1
第3章	情報連絡体制及び参集体制	2
第4章	資機材等に関する事項	2
第5章	応援等出動	3
資料等		
別表1	情報連絡体制一覧	5
別表2	情報収集活動任務積載資機材一覧	6
別表3	救助・救急活動任務積載資機材一覧	7
別表4	消火活動任務積載資機材一覧	8
別表5	航空隊支援部隊積載資機材一覧	9
別表6	和歌山県防災航空隊迅速出動応援出動先一覧	10
別表7	アクションプラン応援出動先一覧	11
別表8	その他応援出動先一覧	12
別表9	運航不能時連絡体制一覧	13

緊急消防援助隊和歌山県隊航空隊応援等実施計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第35条に基づく緊急消防援助隊和歌山県大隊応援等実施計画に定めるもののほか、緊急消防援助隊和歌山県隊航空隊（以下「和歌山県隊」という。）の応援等について必要な事項を定め、もって、被災地、受援都道府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施することを目的とする。

第2 用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 航空隊員等

和歌山県隊の航空隊長、副隊長、隊員及び運航要員をいう。

(2) 出動準備

「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号以下「国基本計画」という。）第4章1(3)に定める災害が発生した場合は、国要請要綱の別表A-1及び別表A-2に定めるところにより出動準備をいう。

(3) 迅速出動該当地震

国要請要綱第27条に定める同要綱の別表D-1及び別表D-2出動区分Ⅰ～Ⅲの地震で、別表B及び別表Cにおいて、和歌山県防災航空隊が、それぞれ第一次出動航空小隊または出動準備航空小隊に該当する都道府県内で発生した地震をいう。ただし、国要請要綱第26条(1)(2)に掲げる場合は適用しない。

(4) アクションプラン該当地震

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）に基づき示された、東海地震及び首都直下地震におけるアクションプラン（以下「東海地震等アクションプラン」という。）に該当する地震をいう。

第2章 航空部隊の編成

第3 和歌山県隊の編成

- (1) 隊長 1名
- (2) 副隊長 3名
- (3) 隊員 6名
- (4) 操縦士 2名
- (5) 整備士 3名
- (6) 運航管理者 1名

第4 和歌山県隊の任務別編成

(1) 情報収集航空部隊

- ア 隊長又は副隊長 1名

- イ 隊員 3名
- ウ 操縦士 1名
- エ 整備士 1名
- (2) 救助・救急航空部隊
 - ア 隊長又は副隊長 1名
 - イ 隊員 3名
 - ウ 操縦士 1名
 - エ 整備士 1名
- (3) 消火航空部隊
 - ア 隊長又は副隊長 1名
 - イ 隊員 3名
 - ウ 操縦士 1名
 - エ 整備士 2名

第5 航空隊支援部隊

- (1) 航空隊支援車両及び燃料搬送車両の配置場所は、和歌山県防災航空センターとする。
- (2) 航空隊支援部隊は、上記第3(3)から編成するものとする。

第3章 情報連絡体制及び参集体制

第6 応援等出動手続きに係る情報連絡体制

消防庁長官の求め又は指示を受けた場合の航空隊出動に係る連絡体制は別表1のとおりとする。

第7 航空隊員等の参集体制

- (1) 和歌山県隊の参集基準は、迅速出動該当地震が発生した場合又は東海地震等アクションプラン該当地震が発生した場合とする。
- (2) 夜間及び勤務にあたっていない航空隊員等への連絡体制は別に定めるとおりとする。
- (3) 航空隊員等の参集場所は、特に指定された場合を除き、和歌山県防災航空センターとする。

第4章 資機材等に関する事項

第8 航空隊員等は、出動に際し、概ね3日間分程度の食料、飲料水及び個人装備品等（日常生活を含む。）を携行するものとする。

第9 航空隊に積載する資機材

- (1) 情報収集活動任務で出動する場合は、別表2「情報収集活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材から選択し積載するものとする。
- (2) 救助・救急活動任務で出動する場合は、別表3「救助・救急活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材から選択し積載するものとする。
- (3) 消火活動任務で出動する場合は、別表4「消火活動任務積載資機材一覧」に掲げる資機材から選択し積載するものとする。

第10 航空隊支援車両及び燃料搬送車両に積載する資機材は、別表5「航空隊支援部隊積載資機

材一覧」のとおりとする。

第 11 上記に定めるもののほか、任務を遂行するために必要な人員及び資機材を搭乗及び積載するものとする。

第 5 章 応援等出動

第 12 応援出動都道府県等

和歌山県隊の応援出動都道府県及び任務は次のとおりとする。

- (1) 迅速出動該当地震
別表 6 のとおり
- (2) アクションプラン該当地震
別表 7 のとおり
- (3) その他の大規模災害又は特殊災害
別表 8 のとおり

第 13 応援出動不能時の連絡体制

機体整備等で運航不能となった場合は、その旨を別表 9 に掲げる代替航空隊に通知するものとする。

運航不能時に消防庁長官の求め又は指示を受けた場合は、消防庁広域応援室航空係へ運航不能である旨を連絡するものとする。

出動できない場合において、ヘリコプターの運用調整等の支援の行うため消防庁と都道府県（消防本部）が調整の上、必要と判断したときは、航空小隊の支援隊として車両等により出動する。

第 14 活動可能残時間

和歌山県隊の応援出動都道府県先における活動可能残時間は次のとおりとする。

- (1) 救助・救急活動・輸送活動及び消火活動
救助・救急活動・輸送活動及び消火活動での活動可能残時間は次の数式で算出される時間が、3 時間以上である場合とする。

活動可能残時間 = 点検までの飛行可能残時間 - (現地までの飛行時間 + 自隊基地までの飛行時間 + 予備時間)

※ 予備時間は、和歌山県隊のヘリコプター性能及び積載資機材の重量等を考慮して算出する。

- (2) 地上応援活動

ア 点検までの飛行可能残時間が前（1）に定める活動可能残時間に満たない場合で、応援先航空隊ヘリベース等において地上応援活動が可能な場合は、消防庁に地上応援活動が可能である旨を連絡して出動の要否を確認した上で地上応援活動を実施するものとする。

イ 地上応援活動での活動可能残時間は次の数式で算出される時間が、1 時間以上 3 時間未満である場合とする。

活動可能残時間 = 点検までの飛行可能残時間 - (現地までの飛行時間 +
自隊基地までの飛行時間 + 予備時間)

※ 予備時間は、和歌山県隊のヘリコプター性能及び積載資機材の重量等を
考慮して算出する。

附 則

(施行期日)

- 1 この計画は、平成 29 年 12 月 27 日から施行する。
(和歌山県緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画の廃止)
- 2 和歌山県緊急消防援助隊航空部隊応援等実施計画（平成 29 年 3 月 15 日制定）は、廃止する。